

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和5年3月16日(2023.3.16)

【公開番号】特開2021-162847(P2021-162847A)

【公開日】令和3年10月11日(2021.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-049

【出願番号】特願2021-15178(P2021-15178)

【国際特許分類】

G 02 B 1/115(2015.01)

10

G 02 B 1/14(2015.01)

G 02 B 1/18(2015.01)

B 32 B 7/022(2019.01)

B 32 B 7/023(2019.01)

B 32 B 9/00(2006.01)

C 09 J 7/20(2018.01)

C 09 J 7/38(2018.01)

C 09 D 201/00(2006.01)

【F I】

G 02 B 1/115

20

G 02 B 1/14

G 02 B 1/18

B 32 B 7/022

B 32 B 7/023

B 32 B 9/00 A

C 09 J 7/20

C 09 J 7/38

C 09 D 201/00

【手続補正書】

30

【提出日】令和5年3月8日(2023.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面と該第1面に対して裏側の面である第2面とを有する第1透明基材と、

前記第1面上に順に設けられたハードコート層、無機多層膜層、防汚層を少なくとも含む反射防止層と、
前記第2面上に設けられた粘着層と、を備え、

前記無機多層膜層はそれぞれスパッタリング膜である低屈折率材料層と高屈折材料層の積層体であり、

前記粘着層は、二層の粘着剤層と、前記二層の粘着剤層に挟持され、前記二層の粘着剤層のそれぞれに直接接着するPETフィルムからなる第2透明基材とからなり、

標準光源D65による波長380nm～780nmの光を入射角5°で入射させた際の反射率Yが0.8%以下であり、かつ、

直径8mmの円錐状プローブを、突き刺し試験速度500mm/minで押し付けた場合の破断力が5.7N以上であり、

40

50

前記第1透明基材の厚みが80μm以下であり、

前記第2透明基材の厚みが12μm未満である、反射防止フィルム積層体。

【請求項2】

第1面と該第1面に対して裏側の面である第2面とを有する第1透明基材と、

前記第1面上に順に設けられたハードコート層、無機多層膜層、防汚層を少なくとも含む反射防止層と、

前記第2面上に設けられた粘着層と、を備え、

前記無機多層膜層はそれぞれスパッタリング膜である低屈折率材料層と高屈折材料層の積層体であり、

前記粘着層は、二層の粘着剤層と、前記二層の粘着剤層に挟持され、前記二層の粘着剤層のそれぞれに直接接着するTACフィルムからなる第2透明基材とからなり、 10

標準光源D65による波長380nm～780nmの光を入射角5°で入射させた際の反射率Yが0.8%以下であり、

直径8mmの円錐状プローブを、突き刺し試験速度500mm/minで押し付けた場合の破断力が5.7N以上であり、

前記第1透明基材の厚みが80μm以下である、反射防止フィルム積層体。

【請求項3】

前記粘着剤層を構成する粘着剤の25下における貯蔵弾性率は0.20～0.10MPa、かつ、損失正接が0.40～0.20である、請求項1又は2に記載の反射防止フィルム積層体。

【請求項4】

厚みが170μm以下である、請求項1～3のいずれか一項に記載の反射防止フィルム積層体。

【請求項5】

前記防汚層の第1透明基材とは反対側の面にさらに保護フィルムを備え、かつ、前記二層の粘着剤層のうち第1透明基材から離れた側の粘着剤層の第2透明基材とは反対側の面にさらに離型フィルムを備える、請求項1～4のいずれか一項に記載の反射防止フィルム積層体。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか一項に記載の反射防止フィルム積層体を備えた物品。

30

40

50